平 成 2 6 年 4 月 福岡県エネルギー政策室

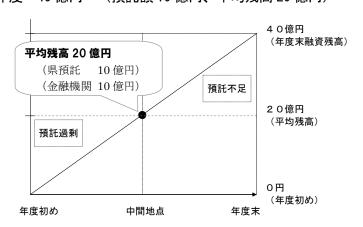
エネルギー対策特別融資制度について

1. 制度の目的

○ 県内の金融機関や信用保証協会と連携して、中小企業向けのエネルギー対策特別融資制度を創設し、エネルギーの効率的利用に資する設備や、再生可能エネルギー・コジェネなどエネルギーの多様化・分散化に資する設備の導入を促進する。

2. 事業内容

(1) 融 資 枠: 平成 26 年度 40 億円 (預託額 10 億円、平均残高 20 億円)



(2) 対象事業者: 県内の事業所に設備を導入する中小企業者(個人、法人、組合)

(3) 融資限度額: 1億円(再生可能エネルギー設備 2億円)

(4) 貸付期間: 10年(再生可能エネルギー設備 15年)

(5) 融 資 利 率: 10 年以内 1.2% 10 年超~15 年以内 1.4%

(6) 保証料率: 0.25%~1.62%

(7) 融資対象設備

① 省エネルギー設備(エネルギー効率の高い先端製造設備を含む)

エネルギー対策 保険対象設備(注) 及びその付帯設備

- ② 再生可能エネルギー設備(売電目的の発電設備を含む)
- ③ コジェネ、高効率照明、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
- ④ その他上記設備等と同等以上の機能を有すると知事が認めるもの
 - (注) 中小企業信用保険法第3条の6に基づき、エネルギー対策保険の対象設備に掲げられているものを対象とする。(省エネ設備 120 種類、再エネ設備 7 種類)
- (8) 信用保証料率の引き下げ

中小企業者の負担を軽減するため保証料率の引下げを行う(相当額を信用保証協会に補填)。

- (9) 取扱金融機関:調整中
- (10) 制度開始日:平成26年6月2日(月)(予定)
- (11) 中小企業者に対する周知

今年度、中小企業者向けの融資制度説明会及び燃料電池・コジェネ導入セミナーを開催。省エネ設備に対する国の補助制度等についても併せて情報提供し、活用を呼びかける予定。

各商工団体・市町村に対しても、本融資制度の周知について協力を依頼する。

<融資対象設備(例)>



省エネルギー型射出成型機 (プラスチック部品)



省エネルギー型ボイラ



省エネルギー型 瞬間殺菌装置 (食料品用)



リン酸型燃料電池 (100kW)

<融資の流れ>

